

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正

一 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

1 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこと。

2 内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、事業者の事業を所管する大臣及び公正取引委員会に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならないこと。

二 指導及び助言

内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができること。

(第八条関係)

三 勧告及び公表

1 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができること。

2 内閣総理大臣は、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができること。
(第八条の二関係)

四 適格消費者団体への情報提供

1 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、適格消費者団体が差止請求をする権利を適切に行使するために必要な限度において

て、当該適格消費者団体に対し、情報を提供することができること。

2 1の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこと。
(第十条関係)

五 権限の委任等

1 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条の規定による命令又は三による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、委任された権限（報告の徴収及び立入検査等の権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができること。

2 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、1の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告すること。

3 消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができること。

4 その他権限の委任等について所要の規定の整備を行うこと。
(第十二条関係)

六 関係者相互の連携

内閣総理大臣、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止して一般消費者の利益を保護するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとすること。
(第十五条関係)

七 罰則

罰則について所要の規定の整備を行うこと。
(第二十一条関係)

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 消費者安全法の一部改正（消費生活相談等の事務の実施等）

一 消費生活相談等の事務の実施

1 消費生活相談等の事務の実施のための体制整備

イ 都道府県は、市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うこと。

ロ 都道府県及び市町村は、消費者安全の確保に関する関係機関との連絡調整を実施すること。

ハ 都道府県は、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理又は他の市町村への委託に関する必要な調整を行うことができること。

ニ 消費生活相談等の事務に従事する職員又はその職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
(第八条関係)

2 消費生活相談等の事務の委託
都道府県及び市町村は、消費生活相談等の事務を適切に実施できる者にその事務を委託できること。
(第八条の二関係)

3 国及び国民生活センターの援助

国及び国民生活センターは、消費生活相談及びあつせん事務の実施に従事する者への研修その他の必要な援助を行うこと。
(第九条関係)

ニ 消費生活センターの設置等

1 消費生活センターの設置

イ 消費生活センターにおいては、消費生活相談員を消費生活相談及びあっせんの事務に従事させること。

ロ 消費生活センターを設置する市町村以外の市町村は消費生活相談及びあっせんの事務に従事させるため、消費生活相談員を置くように努めなければならないこと。
(第十条関係)

2 消費生活センターの組織及び運営等

都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について、内閣府令で定める基準を参酌し、条例を定めること。
(第十条の二関係)

3 消費生活相談員の要件等

イ 消費生活相談員は、消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならないこと。

ロ 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務内容の変化に適応するため、消費生活相談及びあっせんの事務に関する知識及び技術の向上に努めなければならないこと。

(第十条の三関係)

4 指定消費生活相談員

都道府県知事は、消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う消費生活相談及びあっせんの事務の実施に關し、助言等の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなければならないこと。

(第十条の四関係)

三 地方公共団体の長に対する情報の提供

1 内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報を提供できること。

2 地方公共団体の長は、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費生活相談の事務の実施により得られた情報を提供できること。

3 国民生活センターの長は、地方公共団体の長からの求めに応じ、あっせん及び相談の業務の実施により得られた情報を提供できること。

(第十一条の二関係)

四 消費者安全の確保のための協議会等

1 消費者安全確保地域協議会

イ 国及び地方公共団体の機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織できること。

ロ 協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができること。

ハ 協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うとともに、協議会の構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができること。

ニ 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
（第十一条の三から第十一条の六まで関係）

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員

イ 地方公共団体の長は、民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができることとし、消費生活協力団体又は消費生活協力員は、消費者安全の確保に関

し住民の理解を深めること等の活動を行うこと。

ロ 消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、イの活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。（第十一条の七及び第十一条の八関係）

五 登録試験機関

1 登録試験機関の登録等

イ 内閣総理大臣による試験機関の登録制度を設けるとともに、登録の要件その他の所要の規定を整備すること。

ロ 登録試験機関の登録は、試験業務を行おうとする者の申請により行うこと。

ハ 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その効力を失うこと。

ニ 登録試験機関は、試験業務の管理に関する文書の作成その他の試験業務の信頼性の確保のための措置を講じること。

ホ 登録試験機関は、登録した事項を変更しようとするときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なけ

ればならないこと。

へ 登録試験機関は、試験業務規程を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこと。

ト 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならないこと。

チ 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならないこと。

リ 登録試験機関は、試験委員を選任したとき、及び変更したときは、内閣総理大臣にその旨を届け出るとともに、試験委員がこの法律、処分等に違反する行為をしたときは、当該試験委員の解任を命ずることができること。

ヌ 登録試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
(第十一条の九から第十一条の十九まで関係)

イ 内閣総理大臣は、適合命令、改善命令、登録の取消し等を行うことができること。

ロ 登録試験機関は、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないこと。

ハ その他登録試験機関について所要の規定の整備を行うこと。

(第十一条の二十から第十一条の二十六まで関係)

六 消費者事故等の発生に関する情報の通知

国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、消費者事故等の発生に関する情報の通知の円滑かつ確実な実施に関し、助言その他の必要な援助を行うこと。

(第十二条関係)

七 雑則

国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第四十六条関係)

八 罰則等

罰則等について所要の規定の整備を行うこと。

(第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十七条関係)

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

一 役員及び職員の服務等

イ 独立行政法人国民生活センターの役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこと。
(第九条関係)

ロ その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 政府の措置

第一の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

第五 附則

一 この法律の施行期日の規定を整備すること。
(附則第一条関係)

二 消費生活相談及びあっせんの事務又はこれに準ずる事務等に従事した経験を有する者は、消費生活相

談員資格試験に合格した者とみなすものとする。

(附則第三条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。